

広報

とみおか

2014. 6月 お知らせ版



町立富岡幼稚園 (2007年6月撮影)

**国民健康保険・後期高齢者医療
限度額適用・標準負担額減額
認定証の更新手続きについて**

住民税非課税世帯の方が入院された際の食事療養費、及び生活療養費が減額となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限が、7月末日で終了となります。

現在、認定証をお持ちの方で8月以降も引き続き入院される方は、必ず更新手続きを行ってください。

▼手続き方法

申請書を送付しますので、住民課国保年金係までご連絡ください。町ホームページ【申請書ダウンロード】→「限度額適用・標準負担額減額認定証について」からダウンロードすることもできます。
※認定証は申請した月の初日から有効となりますので、お早めの手続きをお願いします。

閩住民課 国保年金係

原発事故に伴う国民年金保険料の免除について

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に平成23年3月11日時点で住所を有していた方は、ご本人からの申請に基づき国民年金保険料が全額免除になります(免除された期間の年金給付は、満額給付に対して2分の1で計算されます)。

平成26年度分の免除申請は、平成26年7月より受付いたします。保険料免除が平成26年6月分まで

承認となっている方で、平成26年7月以降も免除を希望される方は、富岡町役場郡山事務所、いわき支所、三春出張所、大玉出張所の窓口、もしくは郵送、最寄りの年金事務所にて申請手続きを行ってください。

※本年度の学生納付特例申請の受付は、平成27年3月末日までです(対象保険料は平成26年4月分から平成27年3月分までとなります)。

閩住民課 国保年金係

またはお近くの年金事務所

「還付金詐欺」にご注意ください!!

後期高齢者医療保険料や医療費の還付金詐欺事件が全国各地で発生しています。

- 不審に思ったら「警察に通報する」と相手に伝え、すぐに電話を切りましょう。
- 不審な訪問者が来た場合は、絶対にキャッシュカードや被保険者証、預金通帳などは渡さず、すぐに110番通報してください。

※医療費還付金の手続きのため、市町村役場の職員等がATM操作をお願いすることはありません。

※医療費の還付について、口座番号を電話で直接お聞きすることはありません。

借上げ住宅に避難
されている皆さまへ

借上げ住宅の貸主及び貸主代理、近隣の住民の方から生活マナーに対する苦情が寄せられています。主な内容は左記のとおりです。

- ・ごみ出し(曜日・時間・分別方法・袋の種類・袋の出し方)
 - ・夜間の騒音
 - ・駐車場の無断使用、路上駐車
 - ・ペットの管理(糞の後始末など)
- 避難されている市町村及び近隣住民の方々の迷惑にならないよう、地域のルールを守って生活していただきますようお願いいたします。

閩生活支援課 住宅支援係

税証明の発行について

平成26年度(平成25年分)の所得証明書及び平成26年度固定資産関係証

明書(評価額証明書等)が発行可能になりました。富岡町役場郡山事務所、いわき支所、三春出張所、大玉出張所の各窓口で発行いたします。

なお、給与・年金等以外に収入があった方のうち、確定申告がお済みでない方につきましては所得証明書の発行はできませんのでご了承ください。

▼窓口での申請

- ・所得関係の証明書
本人確認のために、免許証等を持参してください。住民登録上、同一世帯の方であれば、ご家族の方でも申請できます。同一世帯以外の方は委任状が必要となります。
- ・固定資産関係の証明書
ご本人以外の方は委任状が必要となります。所有者が亡くなっている場合、請求される方と亡くなられている方の相続関係が分かる書類(戸籍謄本、抄本等)

をご持参ください。

▼郵便での申請

郵便請求の場合は、次の書類を富岡町役場郡山事務所税務課宛に送付してください。

- ・必要な方の免許証等、身分を証明する書類の写し
- ・必要な証明の年度、証明の種類、通数、日中に連絡がつく電話番号を記載した書類
- ・返信用封筒(切手を貼)

り、送付先の住所を記載してください)

- ・交付手数料分の郵便小為替(左記表参照)
- ※各申請様式は、窓口に備え付けてあります。
- また、町ホームページ【各種手続き・申請】お知らせについての税金↓「税証明の発行について」からダウンロードすることができ

閩税務課

項目	単位	交付手数料
所得証明書	1年1税目	200円
所得課税証明書		(1年1税目増す毎) 40円加算
納税証明書		
非課税証明書	1通	200円
軽自動車納税証明書(車検用)	1通	無料
評価額証明書	1納税義務者	200円
公課証明書		(1筆1棟増す毎) 40円加算
課税台帳登録証明書		
名寄帳写し交付	1納税義務者	200円
公図(地積集成図) A3サイズ ※支所・各出張所では発行不可	地番のみ標記	500円
	地目+面積等標記	700円
その他の証明	1通	200円

福島県考古学会
第56回大会のお知らせ

福島県考古学会では、双葉郡の考古学・歴史を改めて振り返るために、「特集双葉郡の歴史再発見」と題し、左記の日程で講演会・報告会を開催します。「ふるさと」を見直す良い機会としますので、ぜひお越しください(入場無料)。

▼日時 7月5日(土) 13時～17時

▼場所 郡山市労働福祉会館(郡山市虎丸町7番7号)

閩福島県考古学会事務局(担当:堀 耕平)

☎080-3140-5828

富岡町公式フェイスブック開設のお知らせ

全国に避難されている富岡町民の皆様への情報提供、さらには東日本大震災と福島第一原子力発電所事故が風化してしまわないよう、世界中の方々にご覧いただくフェイスブックを開設いたしました。

富岡町公式フェイスブック
<http://www.facebook.com/town.to mioka.fukushima>

閩企画課 広聴広報係



発行/富岡町
編集/富岡町役場企画課広聴広報係

〒963-0201 福島県郡山市大槻町字西ノ宮48-5
TEL: 0120-33-6466 FAX: 024-961-3441

富岡町公式ホームページ <http://www.tomioka-town.jp/>

Eメールは富岡町役場公式ホームページの「Eメールはこちら」をクリックし、各課あてにお送りください。

郡山駅前9番乗場発 新池下団地行き または 大槻行き 停留所 西の宮停留所



この印刷物は、FSC®の基準に従って認証され、適切に管理された森からの木材を含んだ用紙を使用して印刷しています。